

公 告

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６条）第１６７条の２第１項第３号の規定により下記のとおり随意契約を行ったので、和歌山県財務規則（昭和６３年和歌山県規則第２８号）第１０８条の２第２項の規定により公表する。

令和７年４月２４日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 宮崎 泉

１ 契約の内容

- | | |
|------------|---------------------------|
| （１）事業年度 | 令和７年度 |
| （２）業務の名称 | 令和７年度和歌山県紀南児童相談所庁舎清掃業務 |
| （３）業務内容 | 和歌山県紀南児童相談所庁舎清掃業務仕様書のとおり |
| （４）業務履歴の場所 | 和歌山県紀南児童相談所（田辺市新庄町３３５３－９） |
| （５）契約期間 | 令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで |

２ 契約の相手方の名称及び所在地

田辺市上屋敷２－１８－６

特定非営利活動法人はまゆう作業所 理事長 深瀬 幸子

３ 契約金額

４０７，０００円（税込）

４ 契約年月日

令和７年４月１日

５ 契約の相手方とした理由

西牟婁振興局管内及び田辺保健所管内（田辺市、上富田町、白浜町、すさみ町、みなべ町）に所在する地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６条）第１６７条の２第１項第３号に規定されている施設のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１１項に規定する障害者支援施設、同条第２７項に規定する地域活動支援センター、同条第１項に規定する障害福祉サービス事業（同条第７項に規定する生活介護、同条第１３項に規定する就労移行支援又は同条第１４項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは、小規模作業所（障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２条第１号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第１８条第３項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）若しくは、これらに準ずる者として総務省令で定めるところにより、普通地方公共団体の長の認定を受けた者で当該清掃業務の受託を希望する者から見積書を徴したところ、見積書記載金額が予定価格の範囲内で、かつ、県税、消費税又は地方消費税を滞納している者でなかったため。